

令和3年度

南アルプス市  
国民健康保険運営協議会会議録

令和3年11月16日 開会

令和3年11月16日 閉会

山梨県南アルプス市国民健康保険運営協議会

令和 3 年度

南アルプス市国民健康保険運営協議会

11月16日

令和3年11月16日  
午後7時00分 開議  
於 白根生涯学習センター

1. 開会

2. 委嘱状交付

3. 会長あいさつ

4. 部長あいさつ

5. 議事

諸般の報告

議事録署名委員の指名

議事案件

(1) 制度改正

①出産育児一時金の改定に伴う国民健康保険条例の改正について

②未就学児の均等割額の減額に伴う国民健康保険税条例の改正について

(2) 報告

令和2年度国民健康保険特別会計の決算について

(3) その他

6. その他

7. 閉会

出席委員(18名)

清水 栄 男	桐 生 友 明
青山 智 彦	吉 元 誠一郎
塩 田 保 朗	望 月 定 子
戸 澤 英 子	長 田 悦 子
鯨 刀 秀 樹	櫻 田 美佐子
本 多 眞 澄	和 田 哲 子
深 沢 眞 吾	齊 藤 和 磨
鯨 刀 仁 篤	塩 谷 進
小 山 篤	池 川 正 美

欠席委員(1名)

河 野 裕 樹

議事録署名委員

望 月 定 子	長 田 悦 子
---------	---------

出席者

国保事務局	部 長	長谷部 寿 仁
	課 長	細 田 一 樹
		清 水 充
		中 島 智 史
		長 澤 友 和
		伊 藤 樹 里

開会 午後 7時00分

○進行 (細田課長)

はじめに、あいさつを交わしたいと思いますので、皆さん、ご起立をお願いしたいと思います。相互に礼。

お願いします。

ご着席ください。

本日は、夜分お疲れのところをご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

会議の進行をさせていただきます、国保年金課長の細田と申します。よろしくお願いします。

それでは、お手元の次第により進めさせていただきます。

はじめに、委員の変更がありましたので、委嘱状の交付をいたします。

芦安地区の被保険者代表でした森本秀夫さまにおかれましては、突然でしたが、本年5月2日にご逝去されました。そこで、後任に芦安地区在住の青山智彦さまに委嘱したいと思います。

本来ならば、市長からお渡しするべきですけれども、本日、公務のためこちらのほうに来られないということなので、長谷部市民部長から委嘱状を交付します。

青山さん、そこでご起立をお願いできますか。

○市民部長 (長谷部寿仁)

青山智彦様

南アルプス市国民健康保険運営協議会委員に委嘱する。

任期を令和4年5月31日までとする。

令和3年11月16日

南アルプス市長 金丸一元

よろしくお願いします。

○進行 (細田課長)

青山さん、ご着席ください。

続きまして、会長あいさつ。

和田会長からごあいさつをいただきたいと思います。よろしくお願いします。

○会長 (和田哲子)

あらためまして、皆さま、こんばんは。

本日は、お忙しい中、南アルプス市国民健康保険運営協議会にご出席いただき、ありがとうございます。

長い間、不安定な天候が続いておりましたが、最近になって、ようやく秋らしい日々となってまいりました。

ただいま、事務局から報告がございましたが、芦安の森本秀夫委員には、被保険者代表として3期にわたり当協議会委員を務めていただきました。多方面でご活躍との話も聞いておりました。何といたしても、若くしてご逝去されたことも含め、残念でなりません。

後任の青山委員には、よろしくお願いします。

さて、新型コロナウイルス感染者の発表数も大変少なくなり、山梨県ではゼロの日が続いております。周囲の山々の紅葉にも癒され、少しホッとできる毎日ではないでしょうか。もちろん次の感染拡大の波が予想されている中ですので、まだまだ対策の手を緩めるわけにはいきません。

私事で恐縮ですが、私の所属しております団体でも、令和2年、3年、予定していた活動が全て中止になり、大変寂しい思いをいたしました。来年こそは新しい常識の中でも日常が戻ること

を願うばかりです。

ワクチン接種が、3回目の検討に入ったと聞きます。治療薬が特定され、仮に感染しても安定的に治療が受けられるようになることを祈り、簡単ではございますが、あいさつとさせていただきます。

本日はご苦労さまでございます。

併せて、進行へのご協力をよろしくお願い申し上げます。

○進行（細田課長）

ありがとうございました。

続きまして、部長あいさつ。

長谷部市民部長から、ごあいさつをいたします。

○市民部長（長谷部寿仁）

皆さん、こんばんは。

市民部長の長谷部でございます。

本日は、公私ご多忙のところ、国民健康保険運営協議会にご出席いただき、誠にありがとうございます。

皆さまには、日ごろより、市政ならびに国民健康保険事業の運営につきまして、ご理解・ご協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。

本来であれば、金丸市長から、皆さま方にごあいさつを行うところではございますが、所用により本日は欠席となっております。皆さま方には、本日の議事案件等のご審議、くれぐれもよろしくお願い致しますとの伝言を言いつかっております。

また、先ほど委嘱させていただきましたが、青山さまにおかれましては、委員にご同意いただき、ありがとうございました。国民健康保険事業の適正な運営のため、ご審議に加わっていただければと思います。今後ともよろしくお願いいたします。

本日、ご審議いただく内容につきましては、12月議会に提案する条例改正案で2案件などとなっております。後ほど、担当からご説明しますので、ご意見等をお願いしたいと存じます。

さて、本市の国民健康保険の財政状況につきましては、基金の残高が一定程度確保されていることから、皆さま方のご意見を伺う中で、今年度、国保税率の引き下げを行ったところであります。

現在の国保財政は健全な状況ではありますが、少子化や団塊世代の後期高齢者医療への移行、また、被用者保険適用の拡大による国保の加入者減少、さらに、国保に加入する高齢者や低所得の被保険者の割合も高くなるなど、今後、厳しい状況が見込まれます。

市といたしまして、国や県の取り組みを注視しながら、被保険者の皆さまが安心して医療を受け、健康的な生活を送ることができるよう、引き続き国民健康保険事業の健全な運営に努めていきたいと考えておりますので、委員の皆さまには、国保運営へのご協力、お力添えを賜りますよう、お願い申し上げます。

それでは、本日、よろしくお願いいたします。

○進行（細田課長）

ありがとうございました。

それでは、次第5の議事に移りたいと思います。

本日の会議は、制度改正が2案件、報告事項が1案件、合計3案件となります。

運営協議会規則第5条第1項の規定により、和田会長に議長をお願いいたします。

よろしく申し上げます。

○会長（和田哲子）

では、始めさせていただきます。

まず、諸般の報告について、事務局からお願いいたします。

○進行（細田課長）

委員の出席状況、ほか何点か報告させていただきます。

まず、はじめに、南アルプス市国民健康保険運営協議会規則第5条第2項の規定により、会議の成立について、ご報告いたします。

本日の会議に際しまして、欠席者のご報告をさせていただきます。保険医代表の河野委員から、本日の会議に欠席する旨の連絡をいただいております。ここにご報告させていただきます。

本日、19名の委員のうち18名の委員が出席されており、過半数の出席をいただいておりますので、本日の会議が成立しましたことを、ご報告いたします。

続きまして、この本会議では、会議録作成のため、会議の内容を録音させていただいております。ご意見・ご質問等をされる場合は、お名前をおっしゃってからご発言くださいますよう、お願い申し上げます。

なお、本運営協議会の会議は、公開で行うものとされており、運営協議会の開催および公開については、市ホームページにて周知しております。

しかしながら、本日の会議の傍聴希望者がいませんでしたので、ここでご報告します。

以上で、議事に先立ちまして、報告を終わります。

○会長（和田哲子）

ありがとうございました。

議事録署名委員の指名。

議事に先立ちまして、南アルプス市国民健康保険運営協議会規則第7条により、会議録を作成することになっております。

会議録署名委員2名を指名します。

会議録署名委員に、望月定子委員、長田悦子委員を指名します。

望月委員、長田委員、よろしく願い申し上げます。

それでは、これより議事に入りたいと思います。

まず、(1) 制度改正、①出産育児一時金の改定に伴う国民健康保険条例の改正について、事務局より説明をお願いします。

○国民健康保険担当（清水）

国民健康保険担当の清水です。よろしく申し上げます。

出産育児一時金の改定に伴う国民健康保険条例の改正について、説明します。

資料の1ページをご覧ください。

1 改正の内容につきましては、令和3年8月4日に健康保険法施行令の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、産科医療保障制度の掛金の見直しと併せ、出産育児一時金の支給額を変更します。

2 出産育児一時金の支給につきましては、国保の被保険者が出産したときに、出産に要する経済的負担を軽減するため、条例の規定に基づき、出産育児一時金を支給しています。

支給方法としまして、医療機関が被保険者に代わって出産育児一時金を受け取る直接支払制度があります。これにより、被保険者は、出産費用のうち出産育児一時金を除いた金額を医療機関

に支払うこととなりますので、まとまった金額を事前にご用意いただく必要がありません。

なお、出産費用が出産育児一時金を下回った場合には、申請により差額分が世帯主に支給されます。

3 産科医療保障制度につきましては、分娩に関連して重度脳性まひとなった小児と家族の経済的負担の補償などを目的とした制度であります。補償対象と認定された場合に補償金が支払われます。本制度の加入医療機関において、1分娩につき掛金として1万6千円を支払います。

4 出産育児一時金の総額につきましては、産科医療保障制度における掛金が、同制度の剰余金などにより、1万6千円から1万2千円に引き下げとなりました。支給総額が42万円に維持されたことにより、現行の出産育児一時金を40万4千円から40万8千円に引き上げます。

産科医療保障制度の掛金は、本制度の加入医療機関で出産した場合に掛金が加算されます。

2ページをご覧ください。

5 条例等の改正案の概要につきましては、市国民健康保険条例第5条第1項の出産育児一時金の額を「40万4千円」から「40万8千円」に改めます。

次に、市国民健康保険条例施行規則第2条第2項の産科医療保障制度の掛金の額を「1万6千円」から「1万2千円」に改めます。

6 施行期日は、令和4年1月1日から施行します。

7 今年度の支給対象につきましては、14件の実績がありました。そのうち産科医療保障制度の利用なしの場合では、加算の対象でない出産が1件、海外出産が1件ありました。

今後、12月議会で条例の議案を提案する予定であります。

以上となります。

○会長（和田哲子）

ありがとうございました。

ただいま、事務局より説明がありましたが、これにつきまして、ご質問・ご意見等ありましたら、お願いします。

どうぞ。

○委員（清水栄男）

知識がなくて申し訳ないんですけど、産科医療保障制度というのは、具体的にはどういうことなんでしょうか。

○国民健康保険担当（清水）

1ページの3にありますけど、出産に関わって事故として重度脳性まひとなった小児がいたような場合には、補償するための補償金が支払われるということになります。病院のほうで保険に加入している場合には、その出産育児一時金の中に掛金が含まれていますので、それで保険契約を結んでいただく中で、何か事故が起きた場合、重度脳性まひの小児になったような場合は、経済的負担を軽減するために補償金が支払われるという制度になっています。

○委員（清水栄男）

補償自体は、病院から、どこから出る。

○国民健康保険担当（清水）

保険会社というか、損害保険会社です。

○会長（和田哲子）

よろしいでしょうか。

ほかにかがででしょうか。

( な し )

ほかにはないようですので、次に、②未就学児の均等割額の減額に伴う国民健康保険税条例の改正について、事務局より説明をお願いします。

#### ○国民健康保険担当（清水）

未就学児の均等割額の減額に伴う国民健康保険税条例の改正について、説明いたします。

資料の3ページをご覧ください。

1 改正の内容につきましては、令和3年6月11日に全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律が施行されました。子育て世帯の経済的負担を軽減するため、条例の規定に基づき、未就学児がいる世帯に対して、国民健康保険税の均等割額の減額を行うものであります。未就学児に係る均等割額を5割減額とします。

また、低所得の軽減措置に該当している世帯では、軽減後の均等割額を5割減額します。

2 未就学児に係る均等割額につきましては、表1、令和3年度の国保税率の表をご覧ください。

1世帯ごとの保険税額の算定方法については、左側、国保の給付に充てられる医療保険分、75歳以上が加入する後期高齢者医療制度への支援分としての後期高齢者支援金分、40歳から64歳までを対象に介護サービスに充てられる介護保険分に対して、それぞれ世帯の被保険者の所得に応じて計算される所得割、被保険者1人につき定額の均等割、1世帯につき定額の平等割を算定した合計で決められます。

この中で、未就学児1人に係る均等割額については、点線部分の医療保険分として2万3,500円、後期高齢者支援金分として8,600円の合計3万2,100円を負担していただいております。

4ページをご覧ください。

3 低所得世帯に対する国民健康保険税の軽減措置につきましては、同じ世帯の被保険者および世帯主の前年中の所得金額の合計額が、表2の軽減区分、7割、5割、2割に応じた基準以下の世帯に対して、均等割額と平等割額が軽減されます。

世帯主には、擬制世帯主を含みます。

擬制世帯主は、世帯主本人は国民健康保険の資格はありませんが、世帯に国保の被保険者がいる世帯の納税義務者となります。

減額の対象となる世帯の認定につきましては、賦課期日の4月1日現在で行っていますので、年度途中における加入者の増減については考慮しておりません。

ただし、4月2日以降に国保に加入することにより納税義務が発生し、月割りの賦課を行うときは、その納税義務の発生した日の現況により認定しております。

次に、4 未就学児に係る均等割額の減額につきましては、低所得者の軽減措置（7割・5割・2割）に該当している世帯は、軽減後の割合に対して、未就学児の均等割額を5割軽減します。

表3をご覧ください。

未就学児1人に係る均等割額の減額につきましては、軽減を受けていない世帯で、均等割額3万2,100円の半額が減額され、右側の減額後の均等割額は1万6,050円となります。

また、低所得者の軽減措置の対象世帯につきましては、7割軽減の場合には、均等割額を7割軽減した9,630円が軽減後の均等割額になります。さらに、未就学児の減額分として9,630円の半額4,815円が減額され、減額後の均等割額は4,815円となります。均等割額3万2,100円に対して8.5割の軽減となります。

同様の算定により、5割軽減の場合には、減額後の均等割額は8,025円となり、均等割額

3万2,100円に対して7.5割の軽減となります。

また、2割軽減の場合には、減額後の均等割額は1万2,840円となり、均等割額3万2,100円に対して6割の軽減となります。

次に、5ページの表4をご覧ください。

10月20日時点での未就学児は、軽減を受けていない世帯で133人、軽減を受けている世帯で218人、合わせて351人となっています。

また、それぞれの軽減対象世帯で均等割額の軽減額を試算したところ、合計で約378万円となりました。

なお、軽減した均等割額については、国が2分の1、県が4分の1、市が4分の1の負担で財源が措置されます。

未就学児の均等割保険税の軽減の判定時期につきましては、賦課期日の4月1日に固定をせず、出生など国保資格が生じる月から保険税の軽減対象となります。

この未就学児の均等割額の減額措置は、令和4年度の国民健康保険税の算定から適用されます。

今後、12月議会で条例の議案を提案する予定であります。

以上となります。

○会長（和田哲子）

ありがとうございました。

ただいま、事務局より説明がありましたが、これにつきまして、ご質問・ご意見等ございましたら、お願いします。

いかがでしょうか。

（なし）

ないようですので、次に、(2)報告、令和2年度国民健康保険特別会計の決算について、事務局より説明をお願いします。

○国民健康保険担当（長澤）

国民健康保険担当の長澤です。よろしくお願ひいたします。

資料の6ページをお開きください。

令和2年度国民健康保険特別会計決算参考資料になります。

こちらにつきましては、国民健康保険特別会計の状況を示しております。

上段が歳入、中段が歳出の内訳となっています。

令和2年度の決算につきましては、歳入の合計額が71億7,003万3,995円、歳出の合計が69億1,315万6,815円となりまして、収支の差引額につきましては、2億5,687万7,180円となりました。

また、歳入の一番上の欄、国民健康保険税につきましては、令和2年度の決算額は16億6,673万3,883円で、前年度より3,110万2,458円の増額となっています。

次に、歳入の下から2番目の欄、繰越金につきましては、令和2年度は前年度からの繰越金が1億7,892万6,491円ありました。この財源を基に、歳出の下から4番目の欄になりますが、基金積立金としまして財政調整基金に7,363万9,505円を積み立てています。

なお、この令和2年度決算につきましては、9月の市議会に提出をしまして、審議の結果、認定を受けたことをご報告いたします。

また、一番下、下段に、年度別の平均被保険者数、国保税率、調定、収納率等を掲載しておりますので、ご参考にしてください。

以上で説明を終わります。

○会長（和田哲子）

ありがとうございました。

ただいま、事務局より説明がありましたが、これにつきまして、ご質問・ご意見等ございましたら、お願いします。

○委員（池川正美）

歳入ですが、6ページでございますけども、10番の繰入金の5億5千万円あるうち基金や一般会計からの法定内と法定外があると思うんですけど、その内訳を教えてくださいという質問ですけど、よろしくをお願いします。

○国民健康保険担当（清水）

金額がはっきりお答えすることができないんですが、繰入金の種類としては、国民健康保険特別会計ということになりますので、まず、職員給与費の繰入金があります。そして、特別会計のほうで事務を行うための事務費繰入金があります。それと、先ほど話をさせていただきましたが、低所得者の方の保険税を軽減する分の、保険税を軽減した場合、それに対して、一般会計のほうから保険基盤安定の負担金ということで、軽減した分を繰り入れています。あとは、医療費に関わるものなんですが、窓口無料化ということで、障がい者の方の重度医療、心身障がい者の方の分の窓口無料化に伴う医療費が波及した分、それに併せて、こども医療費とひとり親の医療費も、医療費が窓口無料化に伴う波及分として、一般会計のほうから繰り入れています。

以上となります。

○委員（池川正美）

一般会計からはないですか。一般会計がある場合、法定外と法定内になるところを教えてください。

○国民健康保険担当（清水）

医療費の窓口無料分に係る重度医療の障がい者の関係の医療費の分と、こども医療とひとり親の医療と、もう1つ、こちらの保健事業で特定健診の事業に関わる分で一般会計から繰り入れしている分がありますので、それが種別的には法定外のほうの繰入に入ります。

○会長（和田哲子）

よろしいでしょうか。

（はいの声）

ほかにかがででしょうか。

（なし）

ないようですので、その他ということですが、事務局からお願いします。

（なし）

委員さんで何か話題にしたいようなことはございますでしょうか。

（なし）

ないようですので、これで議事を終了させていただきます。

ご協力ありがとうございました。

○進行（細田課長）

和田会長、ありがとうございました。

議事の中で、2つの条例改正につきましては、先ほどからも説明しておりますけども、12月議会に提案して、議会で審議されることとなります。

ご承知おきいただきたいと思います。

続いて、次第の6になります。

その他になりますけども、議事とは関係なく、委員の皆さまから何かありましたら、ここでお願いしたいと思いますけども、いかがでしょうか。

( な し )

なければ、事務局から連絡をさせていただきます。

○国民健康保険担当（伊藤）

報酬の支払いについて、ご連絡させていただきます。

委員の皆さまの今回分の報酬につきましては、12月上旬ごろの支払いを予定しております。本年中に開催の支払い分については、令和3年分源泉徴収票として、来年1月ころにお送りいたしますので、よろしくお願いいたします。

○進行（細田課長）

続いて、私からお話したいと思います。

本運営協議会の次回の日程なんですけれども、2月ごろを予定しております。毎年2月に来年度の税率の関係で皆さまに諮問させていただいています。それについて協議をしていただくことになっていますので、近くなりましたら、またご連絡させていただきます。

事務局からは以上となります。

それでは、以上で、本日の会議は全て終了することができました。

閉会の言葉を本多副会長にお願いしたいと思います。

よろしくお願い致します。

○副会長（本多眞澄）

皆さま、お疲れさまでした。

私、この会議に来ようと思って車に乗った途端、マスクを忘れまして、「あっ、マスク、マスク」と言って、家の中に入ったら、ちょうどテレビで小学生の男の子が、「僕の望みは、マスクなしで友達的笑顔を見ながら一緒に遊びたいです」と言っているところをちょうど見たんです。それが、本当の終息に向かって、この子が言ったことが本当になるように祈りつつ、今日の南アルプス市国民健康保険運営協議会を閉会とさせていただきます。

ありがとうございました。

○進行（細田課長）

ありがとうございました。

委員の皆さまには、夜分お疲れのところ時間をいただき、会議の進行にご協力いただき、誠にありがとうございました。

これもちまして、本日の全ての日程を終了いたします。

ありがとうございます。

お気をつけてお帰り下さい。

閉会 午後 7時32分

この会議の経過を記載して、その内容が相違ないことを証するためにここに署名する。

令和 年 月 日

国民健康保険事業  
運営協議会長

会議録署名員

会議録署名員